

観音寺市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月25日

観音寺市監査委員	佐伯文男
観音寺市監査委員	秋山忠敏

平成 2 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

観 音 寺 市 監 査 委 員

財政援助団体等（観音寺市観光協会）監査の結果について

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
経 済 部 商 工 観 光 課	平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日および平成 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの観音寺市観光協会に公の施設の指定管理委託料として支出した出納その他の事務	平成 27 年 1 月 27 日 から同年 2 月 20 日まで
観 音 寺 市 観 光 協 会	平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日および平成 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの観音寺市の公の施設（観音寺市総合コミュニティセンター）の指定管理委託料にかかる出納その他の事務	

第2 監査の方法

平成 25 年 10 月 1 日から 26 年 3 月 31 日および平成 26 年度に執行した当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

第3 監査対象団体（観音寺市観光協会）の概要

1 設置目的

協会は、観光関係団体との連絡及び協調を行うこと等により、観光事業の振興を図り、もって地方文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

2 事務局所在地

観音寺市有明町

3 組織（平成 26 年 4 月 1 日現在）

会員は、協会の目的に賛同するもの及び観光に関係するものとする。

4 役員等

会長 1 名、副会長 3 名、理事（会長、副会長を含む） 16 名以内、監事 3 名以内、事務局長 1 名

5 事業（会則で定めている事業）

- (1) 県及び市町の観光行政への協力並びに観光関係団体との連絡及び協調
- (2) 観光地の紹介及び宣伝並びに観光客の誘致
- (3) 観光事業及び観光資源の調査研究
- (4) 観光関係印刷物の刊行
- (5) 観光情報の収集及び観光思想の普及
- (6) 観光関係事業従事者の資質の向上
- (7) 観光みやげ品の改善、指導、宣伝
- (8) 観光諸行事の実施
- (9) 観光物産の情報発信と総合コミュニティセンターの管理
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 4 指定管理業務の概要

1 公の施設の指定管理者

観音寺市観光協会

2 指定管理業務の対象となる公の施設

観音寺市総合コミュニティセンター

3 所在地

観音寺市有明町 3 番 37 号

4 主な施設内容

コミュニティサロン

郷土伝統文化展示室

物産展示コーナー

コミュニティ会議室

軽食、喫茶コーナー

5 指定管理業務の範囲（基本協定書第 5 条で定められている業務）

- (1) 観音寺市総合コミュニティセンター条例第 5 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 使用の許可に関する業務
- (4) 利用に係る料金の徴収等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

6 指定管理者の選定方法

非公募

7 指定期間

平成25年10月1日から平成30年3月31日まで

8 指定管理委託料

(所管課：商工観光課)

(単位：円)

施設名	指定管理委託料	
	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額
観音寺市総合コミュニティセンター	2,000,000	4,628,000
合計	2,000,000	4,628,000

第5 監査の結果

指定管理委託料に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第6 意見等

1 所管部局について

指定管理委託については、事業報告書の内容を精査し、今後も引き続き総合コミュニティセンターの経営状況等を的確に把握し、施設の適切な管理運営が行われるよう指導されたい。

2 監査対象団体について

安全管理及び危機管理について、防災マニュアル等が策定されておらず、早急に策定について検討されたい。